

長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子（案）地区説明会 議事録

日 時 平成17年10月19日(水)

午前10:00～正午

場 所 佐久合同庁舎401会議室

事務局

（あいさつ 条例骨子(案)についての説明）

今、地球環境課の方から骨子(案)について説明いたしました。委員さんの方から補足の説明等ございますでしょうか。

それでは、式次第の4番目の質疑応答に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。先ほども申しましたように、今回、マイクが使えなかったもので、お互いに大きな声で発言していただくということでもよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

県 民

今聞いたばかりでまとまっていないんですけど、8ページの の自動車にかかわるというところなんですけど。 のほうですか。自動車の販売業者のところなんですけれども、情報提供の中でトップランナーの方式で認定されている車等を、その場所で説明したりとかということがあるように、今聞いた段階でイメージしたんですけども。

自動車は各販売業者さんはメーカーごとに違いますので、今家電製品は一つのお店で全部の家電があるので、比べることが容易にできると思うんですけども。自動車はそのメーカーのことしか分からないということが多いので、例えばその販売店に、自動車もたまにしか買わないから、よく分からないんですけど。

販売店に一覧みたいな、他メーカーのものでもトップランナーの一覧のようなものがあるとか、あるいは車も今、コンパクトカーといって小さな軽量な車はやっていると思うんですけど、星マークが、重さ等に関係なく付いているというのでしょうか。同じ星3つでも軽い車の方がいいと思うんですけど。まだ具体的によく分からないんですよ。そういうところも分かりやすくなっていった方がいいなというふうに、今聞いたばかりで、すみません。具体的によく分からないんですが。

事務局

確かに、おっしゃられるように国土交通省のホームページの中には出ているんです。ただ、みんなチャンネルを持っていて系列になっていますね。家電製品も、町の電気屋さん、例えば日立さんだとかナショナルさんだとか、そういう系列店もございます。ですから、今言われたように確かにそういったものの表示というの、また検討していかなければいけないと思います。

あと、コンパクトカーというお話もそうです。トップランナーという重い、例えばスポーツカーで燃費がよくなって何年基準というのは、昔と比べるとすごくいいんですけども、普通の乗用車と比べると、はるかに燃費が悪いと。それは当たり前にあるんです。ですから、先ほど申し上げましたように、5人乗って大きな車に乗っていたけど家族構成が縮んで、そうしたら小さい車でも十分だったら小さい車の方に乗り換えていただく。乗り換えていただく時に、そ

の中のトップランナー製品をご購入いただければ一番いいのかと。

ですから、どんなにトップランナーだといっても普通の乗用車は軽自動車よりは燃費は悪いんですよ。そういうことからすれば、言われるように、星が3つ付いていればすべてベストだということではありません。生活の中で、そのサイズの車が必要だったら、その中で3つ付いている、4つ付いているものをお選びいただくというのはいいんですけれども、必要もないのに星が3つ付いているからといって大きな車を買うというのは、やはり合理的な行動ではないということをお願いしたいと思います。

ですから、最初の話の、いただいた部分については、確かに車屋さんはいんなチャンネルがあって分かれていますので、ある程度、その表示の見せ方とか、説明をしていただく際の内容について、普通は「ほかのメーカーの車のほうがいいですよ」と言うわけではないので、ですから、そういった部分をちょっとお願いしていくとか、制度をつくる中で考えさせていただきたいと思います。

県 民

ちょっとよろしいですか。千曲バスですけど、先日、バス協のほうからもらった資料の中の義務付け、努力目標とかという一覧表があったのですが。その中で自動車保有者は一定割合以上については低公害車を義務付けするというような条文がありましたよね。

事務局

検討途上なんです。ですから、今はこれになってきているということです。

県 民

それはいいんですか。義務付けという部分になると大変。

事務局

我々ではなくて委員長さんに質問された方がいいと思います。

高木委員長

8ページをご覧ください。「自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します」のbの項目が多分該当するかと思います。一定台数以上の自動車を使用する事業者は、何を義務付けられているのかと言うと、定期的に自動車の使用状況報告、使用合理化計画、実績報告書を作成し、県に提出し自ら公表するというのが義務付けられています。

県 民

ちょっと、今日は持ってこなかったんですけど、今ちょっと回覧して、僕も持ってこなくちゃと思っていたんですが、あの中に一覧表、bの中に義務付けるとか、努力義務とかありましたね。その中に一定台数以上の自動車については、ある程度の保有台数を持たせるといふような文言はございませんでしたか。

高木委員長

今、ここの中で努力として、低公害車とか低燃費車等の購入をしてくださいということの努力は謳っていますが、例えば10%は低公害車を買いなさいとか、そういうことは謳っていないはずですよ。お手元の資料というは、

県 民

バス協会からの先日入ってきた中で、ですから努力目標とかそういうものでしたらいいんですけど、義務化ということになると大変。

高木委員長

これですね。

県 民 5の(2)のAの2というようなところにあっただよ。

事務局 途中、あっただよ。

高木委員長 これは、今おっしゃられたのは、これをつくる前の段階のものでして、確かにそこには「低公害車、低燃費車を一定割合以上導入し、定期的に導入状況を届出、公表する」というのが義務付けとして書いてございますね。それがなくなって、今さっき私が申し上げた8ページの書き方になっております。

県 民 そういふことでよろしいですか。

高木委員長 はい。

県 民 一週間も経たないうちに、もらった資料がそういうふうな話で、ちょっとね。

高木委員長 私たちとしては、実はこれはだいぶ前に卒業してしまったものなので。

県 民 ああ、そうですか。これをもったものですからね。そうすると大変厳しいものだなという見方をしたんですけど。

高木委員長 はい。ただ、もちろん、その報告を書いていただく中に、例えば千曲バスとしては低公害車として、こういうバスが今現在1台ある。購入予定はない。というようなことは書いているわけです。

県 民 はい。それは分かります。

高木委員長 もちろん前向きには、努力をしていただいて。

県 民 それは分かりますが、義務付けということになると厳しいものが。

高木委員長 はい、それは重々承知しているつもりなので、将来的に例えば、こういうような、この条例をつくって、この条例案に再度また見直しをかけるということもございまして、現実問題として、全然その事態は動かない。この条例をつくっていても何も事態は変わらないというようなことが、もしあるならば、さらに縛りのきついものをつくらなければならない時が来るかもしれない。

その時には、「一定以上の割合で」というのも入ってくる可能性はありますが、当然その時には、補助制度等と一緒に出来てくるべきものだというふうには考えておりますので。取りあえず今の段階では、そのことはお考えにならなくていい。

最終決定ではないので、ここで、「そういうふうにします」という決定はできませんけれども、私たちとしては、一定以上の割合というのがなくなってきているので、それをもう一度復活させる。ほかの方からどうしても、割合を入れるべきだという意見が非常に強く出てきたりすると、ちょっと分からないんですけども。

県 民 分かりました。ただ、私ども、東京都をはじめ神奈川にあったDPFも、排

ガスの関係もそうなんです、技術というか一つの目標はつくってもらってもよかったんですけど、その準備が完全に整わないうちの実施みたいな形で、今回みたいな三井さんのDPFみたいな問題が出ているでしょう。

だから、それで多額の金をかけているわけですよ。今、そのまま、それが間違っていたと認められないものでも、付けたものは使わせるという言葉で逃げているわけでしょう。だから、もう少し時間をかけるなり、いろんなことをやってももらわないと、かけた金が何のためにかけたんだという、それは製造業者の責任だというのはあるけどね。

でも、それからもう一年も経っているんですけど、何ら、多少の効果はあるとしても、ただやっただけということでしょう。そういうことが私どもとして言えば恐ろしいけどね。行政の決まりが先に先行してしまった場合の、技術的にそこまでいかないものを、何か無理して付けていってしまうというのはね。

だから一つの例で、今は天然圧縮ガスなんか、自動車なんかは相当トラックには出ているんだそうなんですが、でも、やはりこのスタンドがまだできてないでしょうとか。入れようとしてもね。だからそういうものを併せたもので、総合的なもので県だけではなく、多目的にそういうもので組んでいかなければならないのではないかという気がするんですけどね。

高木委員長

はい。もちろん長野県として国に要望すべきところは要望するわけですが、国の法津を長野で決めることもできませんので。今、私たち・・・DPFでしたか。あれのことに関しては、今ここではお答えできませんから。

県 民

それは結構ですが、そういう例があるということ。

高木委員長

一応、この中では先ほど申し上げたように、報告書を作成するということは義務付けていますがということのお答えでよろしいのではないかと思いますので、よろしく願います。

県 民

それから、もう一つ、ちょっとよろしいですか。お願いがあるんですけど。観光県ということで長野県も観光に力を入れておられるんですけど、長野市の駅、長野駅ですよね。それに私も観光バスなんていうのは、待機場所がないんですよ。例えば佐久平とか上田駅とかというと、それぞれあるわけですけどね。

長野市は昨年、私どもも全部で事業者が長野市へお願いをしたんですがね。例えばアイドリング・ストップという形になっても、バスが行っても列車受けのお客さんもいるのに、置く場所がないわけですよ。路上駐車をせざるを得ないんですね。

そういう形になった時に、では長野市へ行ってお願いしたら、「いや、予算がないんだ」とか、都市計画の関係があるから、ぜひということをお願いしても、やっぱり総合的に長野県が県を観光県だということを謳うのだったら、またこういう温暖化の問題とかと併せるならば、駅前に、駅の一角というか、ある程度のところにお客を受けるための車を置く送迎用の場所ですよ。

そういうものもやっぱり併せて側面的に、ひとつご検討願いたい。ただ締め付けばかりするのではなくて、受け入れ方もやってもらわなければ困るという気がするんですけど。

高木委員長

ここではちょっと、ご案内はできない。

県 民

ちょっと話は別ですけど。

高木委員長

要するに、今たまたま長野市が出ていますが、例えばバス協会として県下のどこに本当にほしいのかということをしきりと精査されて。

県 民

それは長野の駅ということでは長野市で、県に言ったら長野市ですと言われて、長野市へ言っているんですよ。ですから、そういうたらい回しをしないで、何か県の方へ、そういうことを、こういう機会には、そういうものを本当に見るんだということをし、やっぱり入れてもらいたいと思うんですけどね。いわゆる条文にしるとか、そういうことではないんですけど。

高木委員長

はい、分かりました。お話としては承って。

県 民

どこに言っても何か、たらい回しにされてしまうから困るということで、だからアイドリング・ストップしろということは分かるんですけど。それになるにも、ものがないということですよ。

高木委員長

それはおっしゃるとおりだと思いますね。

県 民

今のことに関連してなんですけれども、アイドリング・ストップも、あるいは「交通公共機関を利用しましょう」も、そうだと思うんですけども、今の関連で言えば、高速道路で高速バスを利用するのに車でそこまで行って駐車場に置くという、その車を置く場所がちょっと少なめなのと、だから行って空いているかどうか分からないというような状況なのと、高速バスを利用した時に、行きと帰りが違うところにバスが止まるので、車を持ちに行くのに、またというようなことがあるので。そういう整備というのも随分大切になってくるのかなと。

公共交通機関を利用する、あるいは自転車や歩くということを推進するとき、道路の歩き方みたいなもの。歩道のつくり方とか、そういったものも随分大切になってくるんだろうなというふうに、これを見させていただいて感じています。

高木委員長

おっしゃるとおりだと思います。県が何ができるのか。それから各市町村が何ができるのかという、場合分けは当然必要になると思いますが。単に、こういうものをつくれればポンと減るとかというのではなくて、これをきっかけに総合的な交通政策をどういうふうに県が、あるいは市町村が、あるいはもっと複合した広い幾つかの市や市町村がくっ付いた広域的な検討をするのかということが重要になってきて。県の中にも広域的な交通を考える場があるんだそうです。

ただ、それがなかなかうまく機能していないということも分かってきましたので、やはり今後、この温暖化の対策で自動車のことをかなり大きく謳っているんで、その広域的な交通をどういうふうにするんだという協議会のような場を、もっとうまく使っていて、もちろんバス会社さんにも入っていただき地域の住民にも入っていただき、行政も入りというような形で、どういったらマイカーから公共交通への乗り換えがうまく進むのかということについて、

道路まで含めて検討する場になっていってほしいなど、ここではそれ以上のことは言えないのですが。

そのことは、我々の中では分かっていますし、地球環境課の皆さんもお分かりになっていきますので、当然、担当の交通政策課と言いましたか、その方も、「あ、そういうふうになっているのね」ということも分かっているから、流れとしてはそっちの方向に行っているかと。

県 民

ちょっと次、いいですか。今の話が出ましたけどね。例えばこの合同庁舎もできた時には大変利用者がいてくれたんですよ。でも、今はやっぱり駐車場も広く取ってありますので、自家用車を相当利用するようになった。だから交通政策という、いろんなことを言いますが、何か私どもが見ていると、その方だけが一生懸命にやっていて、合同庁舎が今度できるからバスを出してくれと。利用者が多く利用するからということで始めても利用者はいないんですよ。

だから何かがちぐはぐのような、ちょっと関係あるか分かりませんが、今回の場合も、こういうものですよ。いろんなものをやる時には、やっぱり横の連絡を密にしてもらってやっていかないと、「いや、俺のところはこうだ」と、「ここは、こういうことだ」というようなことがないようにしてもらいたい。今の交通、こういうことから出てくると、言うならば公共交通こういうものだというのを、公共交通というものになるんだけど、片方ではやっぱり利便性を求めますから自家用車ということになるわけですよ。

だから、一つやる場合には、やっぱりみんなで県を挙げてやるんだったら企業者だけの負担ということではなくて、県もやっぱりそれなりの負担もしてもらってやってもらおうと。

高木委員長

おっしゃるとおりです。

県 民

ということを私は言いたいんですけど。すみません。

高木委員長

はい。それはうまく伝わりました。

県 民

今のこともそうなんですけど、私は障害者ですので、公共の乗り物を使うとしても非常に不便なんです。例えばバスは段差が大きくて乗り降りができませんし、それから乗り降りにもたもたしていると、どうも、とげのような視線を全身に浴びるということもつらいですね。それから、県庁に行こうと思った場合、高速バスに乗ろうと思って、さっき、こちらが言いましたけど、高速バスに乗るまでどうしようかというのがあります。

それから、さまざまなんですけど、公共で利便性を図るというならば、誰にでも使いやすいというデザインですね。それはさっきも出てきた道全体を考えるとということから始まると思いますので、含めてやっていけるのではないかなと思います。

それから、温暖化のことなんですけど、佐久の夜に、こちらの県の職員の方たちが見れば分かりますが、佐久は非常に明るい夜です。目が痛い。一つ一つは店舗の照明がものすごいことになっています。あとは街灯、イルミネーションですね。そういうことを含めて、でも先ほど、県と市町村は対等なので県の方から何かできるかというようなことがあったのですが、一つ目的があるのなら

ば、どうにかその提携してですね、この不要な明るさということも含めて話を進めていけるのではないかと思います。

それから24時間稼働の業務といっても幅があるというふうなお言葉がありました。優先されるべきは病院や福祉施設ということですね。あとは、なくていいものもほとんどだったから、「あなた方はいらない」と言ってしまってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

今、石油の値段がとても上がっているの、この間、テレビに川妻さんがちらっと出たところに、コンビニオーナーは何時間営業して何時間休むには非常に技術が要ると言っていましたけど、そんなのは石油がなくなると自然に暗くなります。それは待っていてもいいですけど、そういうことがあっても、とにかく優先されるべきは病院と、そうした福祉施設だということに的を絞って、きちっと厳しくやっていかなければどこからも始まらないと思います。どこにもやさしい顔をして、どこにでも嫌われない意見を言っていたのでは非常に希望というものを持てないと思いますね。

一つ言っている、否定されてしまえばできないということもあるでしょうが、でも、これをしなかったら将来はないというふうに強く出るべきところは強く出るということで、やっていけると思います。

5ページの下の囲みに、義務付けとはあるけれども、数値を決めないで各自目標を持って頑張ってもらおうという提案ですけども、数値を求めないこともいいのですが、今は大きな企業たちは必ずコマースの時に、チームマイナス6%ですか、それは京都議定書ですね。そういうふうにする程度の数値をお題目のようにして、何となくできるかできないか分かりませんが、こんなものでいかがでしょうかというのを出してもらわないと分からないと思います。今のところ以上です。

高木委員長

私が言うよりも、このかたが言った方がいいんですけど、あんまり言うと。

県民

関連してなんですけど。今24時間営業のところの、営業時間を例えば3分の1にするのがいいのか。それともエネルギーの使用量を3分に1にするのかというのを営業している方に問うというんですか。どちらかを、「営業時間を3分の1にするか、使用量を3分の1にするかを選んでください」みたいな、そういうやり方もありかなというふうに思ったりもしています。

言われたように、病院とか、そういったところが24時間営業で、そういう障害を持つ方とか福祉の必要な方、病院などに十分なエネルギーが行くようにするために、我慢できる人たちは、しっかりと節約するというような考え方が広まるといいなと思います。

川妻委員

川妻です。9月22付けの信濃毎日新聞に「24時間営業って」ということで全段いろいろ議論が出ていました。実際にコンビニを営業している方は、もう大変な負担と問題を抱えているので早くやめたいと。大手が24時間営業を思い切ってやめていく動きをやめていくことを期待している。片一方、進めている、24時間営業をやっている、ある会社で名前も出ているんですけど、どこどこは24時間開いているというのを売りに、そういうイメージをつくって顧客数を増やしたいと。深夜にある程度はお客さんはいるので、やっていく価値はあると。そういうイメージをしたいと。

これは憲法にも書いてあります。「営業の自由は保障する」と。というので

はなくて、あれは、財産権は保障すると書いてあるんですけどね。それは一般には営業の自由は付託されていると。ただ、公共性という点を考えてみると、様々な規制を加えられているんですよ、今ね。様々な法律条例などでね。このへんをどういうふうに考えて、この問題を処理するかというのは、最終的には国民や県民の意思で決める。それに基づいた法律や条例をつくって規制するものは規制する。規制を緩和するものは規制を緩和することなので、やっぱり最終的には世論、国民の意思が決めるということしかないわけなんですよ

ただし、流れはだいぶ変わってきておりまして、ご存知かと思いますが、2、3年ほど前にできました、長野県の県民計画という温暖化防止の計画でも、24時間営業については削減していく方向が、長野県でも全国に先駆けて出されたんですよ。それを受けて、全国市長会というところが、「都市と環境」という提言を出したりして、そこでも、その趣旨を受けて深夜、それから終夜営業の自粛。自動販売機の夜間使用の規制というのを打ち出して、エネルギー消費抑制だけではなくて環境や安全の観点から、一定程度の規則が必要であると。しかし、国の法律との関係などについては検討余地があるというふうには書いてあるんですけどね。全体の流れは、全国市長会でも、そういう方向でやっていく必要があるのではないかとということで打ち出しているんですよ。やっぱり、それは世論の反映でもあるのではないかと。だから利便性や経済合理性の徹底した追求だけではなくて、環境配慮を求める声や動きというのは確実に広がっている。これは世界の流れだと思うんですよ。

ただし、一昨日も関係の業界の団体からヒアリングをした時に出了んですけども、量の問題でこれを捉えると、24時間を規制しても、一部、例えばセブンイレブンを7時から11時にしても、あるいは6時から12時までにしても、たとえそういうふうにしても冷蔵庫や冷凍機は動いていると。電気やエアコンなんかは減らせるかもしれないですが。だから、実際に減らせる量は少ないんだと。エネルギー消費の量は少ない。だから、これだけを本当に狙い撃ちにして削減して、どれだけ効果があるのか出せというふうに言っているんです。

量で考えると、全体の総量からすると、では24時間営業してどのくらいなのかという点を量で詰めるのは実際問題、かなり難しいところがある。それだけで、どのくらいの効果があるんだと言われると。だけれども、ライフスタイルやビジネススタイルを全体的に環境配慮型へ、健康で文化的なものにして、なるべくエネルギー消費を少なくする流れをつくる上では、24時間や、自動販売機について無駄であり、深夜どうして3時、4時にまで開かなければいけないのかという、ごく当たり前の常識のほうを、もっと増やしていくことが、ビジネススタイルやライフスタイルを変えていく上で重要だと思うんですよ。だから量の問題でいくと、なかなか止めにくいところがある。しかし、このへんの全体を考えて、どういう世論をつくっていくかということなので、この流れが行政にも反映し、条例にも反映していくのではないと思うんですよ。そのへんをぜひ、お考えいただいて、ここにもできるだけ実効性のあるもの、意味があるものにしていきたいと。

一部の消費者が確かにいるから、それを確保しておくんだ。あるいはそれに応えるんだというだけでは、やっぱりちょっと成り立たないというところは考えなければいけないし、業者のほうの方にも申し上げたんですけども、そのあたりを少し考えて、今のやつを確保するというところだけではなく、もう少し柔軟性をもって対処してほしいということを申し上げたんですけど。なかなか

か、これをまだ、もう少し詰めていかなければいけない問題ではないかと思えます。

県 民

いいですか。お聞きしたいんですけど。コンビニと言いやすいから言うんですけど、その人たちがわずかな時間、わずかとも思えませんが、そうした時間、電気を切ることによっても、冷凍庫や何やらが動いているのだから、わずかだと言うけど。

では、「ここにあるジャーの方を止める。風呂の残りを使え。待機電力を削減しろ」なんて言っているよりは、よほど大きなことが全国的に展開できるわけですよ。包装なんかでも、各家庭の努力とか言われる前に、「あの明るい灯りを消せ」と思うんですけど。どうも、私は自分が正しいと思うんですよ。

ちょっと、温暖化とは話がずれてしまったと思うんですけど、例えば佐久市の場合も24時間営業もありますよね。スーパー、量販店、それから大きなジャスコが、スーパーの部分が11時までですか。私が本当に危惧しているのは家族形態の変化なんですね。温暖化とちょっとずれてしまうのですが、許していただいて。11時まで働いている方はほとんどレジを使うのはお母さんです。お母さんが、11時、夜中まで通していない家庭の子どもたちはどこに行っているかということも含めて、今、川妻さんが言われたライフスタイルの変化というのであれば、子どもや母親を家庭に帰すにも、やっぱり24時間明るい社会というのは間違えていると思います。

そして、子どもたちが行き場所がないので、またその明るい所に寄って行ってしまいますよね。各家庭で子どもを一生懸命保護しようと思っても非常に難しい問題があります。佐久に限って言いますと、ジャスコのところには交通の便がいいです。子どもたちだけでも、自転車でも行ける。それから小海線やしなの鉄道を使ってでも来てしまえますね。とにかく子どもが遊びやすい場所をつくっているということも含めてライフスタイルの変化というのであれば、良き、在るべき、在ってほしいスタイルへの変化をリードする委員たちになっていただきたいと、すごく思っています。もちろん応援はしていますので。以上ですが。

県 民

本当に、今言われたように、子どもの健康とか家庭環境とかというのを、地球温暖化とは遠回りのような気がするんですけども。子どもたちがまた育つて次の世代をといるものと、今きちんとした地球温暖化を含めて、在るべき姿というか、子の生活というのでしょうか、そういうものをきちっと見せておかないと、いくら環境教育という環境の分野というところから入ったとしても広がっていかないということになっていくのかなというので、私もとても気になっています。

先ほど自販機のお話が出たんですけども、以前から自販機を何とかした方がというお話がある時に、そう言いながらも、どんどん自販機の数が増えていくので、いっそのこと、ソーラー自販機にされたらというふうに思っていたりしたんですね。どうしても自販機自体がなくならずに24時間やるのであれば、そういったものこそ、ソーラーとか、ほかのエネルギーでやっているというふうにしていったらどうかなというふうに思ったりして、今、石油がとて高くて車の燃料も家庭用の暖房も、あるいはお風呂などもとなると、環境教育をするよりも石油の値段が高いことのほうが環境にやさしくなっていくのかなというふうな、以前、ガソリンのところ、ハイオクという燃料がありますよね。

ハイオクと同じだけに普通のレギュラーの値段に税金をかけたかどうかというような、気持ちもあったんですけど、そういったことはなかなか難しいけれど、今は逆に石油が高いので、それを家庭の中の、復習するのに何か方法ということを考えて、地球にやさしかったのかなというふうに思っています。すみません。自分の思いを言っただけになってしまったんですけども。

あと、24時間稼働のことで思ったのは、廃棄物の処理をする24時間稼働の焼却施設というのかな。そういったようなものが、あちこちで話題にはなってくるんですけども。そういったものも少し考えるところはないのかなというふうに思っています。廃棄物のこととか、難しくてよく分からないんですけども、何かそういう気持ちで生活しています。すみません、言いたいことというか、思いつきを言っているような感じになってしまうんですけど。

宮本委員

委員の宮本です。よろしくお願ひします。

今、心強い応援団というか、お二方のいろいろ、生活に密着したお話を、これが事業者の方にも、先ほどおっしゃったコンビニをはじめとした24時間営業、自販機の事業者の方にもご理解いただければいいなと、私はそういうふうに思っていますので、ご理解いただけるような方法で骨子がまとまれば本当に幸いと思っています。

岡本委員

岡本です。自販機の天井にソーラーパネルをというのは、ちょっと私は反対なんですね。そんな無駄であると言っているものを動かすのにソーラーパネルを使わないということと、あと、電気を熱で使わないということを徹底していくことが、一番温暖化対策の中で有効なのかなと。熱で使うのだったら、むしろ現場で石油を焚いたほうが良いというふうなことも、一般の生活の中で理解していくということなんではないかというふうなことです。

それから、24時間のことに非常に石油高ということは、これから石油はもう高値で安定していくということがはっきりしていますので、いろいろな動きがこれから出てくるんだろうというふうに思っていて、だから条例でできること、できないこと、あるいは僕らは、そういう意味で一番最初の長野モデルをつくってきた人間ですから、何とかというふうには思っていますが。国のあるいは先ほどからの地方分権推進法とかというふうな中で、県ができることというのは、これほど限られたことなのかということも、この中に入って、やっていく中で逆に思い知らされているというふうなことです。

ただ、非常にこれからの動きとして先ほど別の委員さんがおっしゃっていましたが、業界とのヒアリングのやり取りの中で非常に24時間業態の事業者たちの中で、つまり夜うごめいている消費者のお金を奪い合っているというような図式。だから、いつも思っているんですけども自動販売機が、どうして120円で統一されているんだと。あれはどこかでカルテルがあるんじゃないのかなみたいに思ったりして。ただ、それを今度はコンビニが値下げして売るといふ話になってきたわけですね。そうすると、夜の自販機は成り立たないという社会環境ができつつある。そうすると「今度はコンビニが一人勝ちかい」といふ話になった時に、そうはさせじと、西友が24時間型になってきたわけですね。

それで、先日のお話の中で、夜、営業時間を延ばした分だけ利益が上がっていますというご報告がありましたので。だから、夜の時間帯ということが、これからますます夜型になっていくということではなくて、基本的には石油高の

中で、あるいはライフスタイルの変更ということで、どんどん世論も盛り上げていかなければいけないし。そういう中で、また事業者同士、特に牙城であるところのコンビニ業界の中でも、ローソンは24時間を考え直してもいいというふうなトップの方針もあるようですので、それをフライチャイズの業界の中で、抜け駆けは許さないぞというふうな仕組みになっていたり、そのへんはいろんな条例だけではなくて、民間の情報だとか消費者の行動だとかということを含めて、世の中を変えていかなければならないのかなというふうに理解をしています。できる限りのことをやればというふうに思っています。

県 民

もう一ついいですか。12ページの中ほどに、顕彰というのがあるんですけど。例えば佐久市の場合は加入者が600名程度ある「生活クラブ生協」という需要者たちがいます。私もそうなんですけど、ほとんど家庭からのゴミを抑えるということでは非常に有効な理想が高い、非常にやりにくい、面倒くさい、仲間たちが頑張っているんですよ。そういう人たちに、「よく頑張ってますねステッカー」なんかをくれると、非常に張り合いにはなりますよね。非常に600人という、私は立派な数だと思うのですが、少数には違いがないということがあって。

でも、子どもを育てながら若いお母さんたちが、かなりメンバーさんで、その面倒くさいシステムに参加してくれているわけです。その人たちに対しても、「何かよく分からないけど表彰されたみたい」ということも、いい方法ではないかなということがあります。それから、こうやって頑張ってくれているお母さんたちもいるんだということ世間に知ってもらうためのことにも役立つだろうし、一番手っ取り早く、今すぐここで決定も、何か近づく方法ではないかなと思いましたので、よろしくお願いします。

事務局

ほかにございますか。まだ時間はございますので、どんどんと意見を言っていたきたいと思うのですが。ほかの会と比べて参加者が小規模なもので、一人あたりの持ち時間というのはかなり長いですので、皆さんがご発言いただければ非常にありがたいと思いますので、いかがなものでしょうか。

県 民

町役場の といいます。うちの町でもそうなんですけど、民生の家庭部門をいかに意識づけして減らすかというのに、非常に頭を悩めています。それで、今回は事業者中心の中で、県の条例の中で家庭部門に踏み込むのは、ちょっと難しいことかなという気はするんですけども。

11ページの啓発および環境教育、環境学習というところが家庭部門での温暖化防止の部分にあたってくるかと思うんですけども。その中で、こんなことを言ってはあれなんですけど、大人の人より、やっぱり子どもの人に環境教育の、学校教育の中で、そういった温暖化なり環境教育を進めて、親に教えるということではないんですけども、やっぱり子どもの方が、そういったものにすぐなじみやすいというようなことがあって、学校のカリキュラムの中で、例えば必修項目、環境学習、そういったものを取り入れるですとか、そういった強制的な部分を教育現場の方には義務付けみたいなものができれば。それは市町村の方で学校の方をお願いするというのも一つかもしれないですけども、そういったものも何か一つ考えられないかなというふうに思っています。

高木委員長

今、私たちは県の委員会の立場でやっているの、県だと教育委員会が何か

に対して、そういったご意見が大変強いですよということを申し上げ、伝えることはできるのですが、それ以上のことを決めることは当然できません。検討委員会としてはそれでお答えなんですが、要するに環境教育をするときに、今はまだ教員として環境教育をできる人というのが、まだそんなにプロは育っていないんですね。

私は信大の教員なんですが、教育学部の中には、今環境教育をきちんと習って卒業していく学生さんが毎年、ただ10人ぐらいは卒業されています。その人たちが、だんだんと野に散って行ってというのも変だけど、広がって行って、環境教育を広めてくれることは間違いないと思うのですが。やはり、その人たちに任せるのではなくて、いかに地元で、例えば 町の中で、そういったことをやっている例えば農家のおじいさんとか、それから生活生協のメンバーの方とか、そういう方をいかに教育の現場に巻き込むかというのが、たぶん、よりの確で早くて、いい方法なのではないかなというふうには私は個人的には思っておりますので。

それだと、こう言ったら何ですが、比較的、講義料の高い先生を呼んできて小学生の前に、500人も1年生から6年生まで並べて、そこで何か難しい話とか、すごい話をするのではなくて、そのへんのオッチャン、オバちゃんと言ったらおかしいけど、お父さん、お母さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんが、「ああ、こういうことをやっているんだ」ということの方が伝わることも多いようなので、逆に役場の方には、そういうことはダメですか。お聞きしたいですね。

宮本委員

今、環境学習のことでおっしゃったのですが、骨子で11ページですけど、県の地球温暖化防止（活動推進）センターとか、地球温暖化対策地域協議会などと協働と書いてあるんですけども、また細かくいろいろと検討していく過程で地球温暖化防止活動推進センターとか地域協議会など立ち上げられて、そういうところで推進員の方を養成するといいいと思います。今、県でも地球温暖化防止活動推進員を募集していると思うんですけども、そういう方を一人、また一人と推薦されていって足元の活動をされていければいい可能性だと思えますけど、いかがでしょうか。

県 民

うちの町にも、やっぱり協議会を立ち上げたいとは考えているんですけど、やっぱり行政主導で立ち上げて、なかなかその後がうまく続かないというようなこともちょっと考えてしまったりして。環境教育の中でも今、ゆとり教育の中でいろいろ担任の先生がカリキュラムをつくってというような話の中で、やっぱり熱心な担任の先生は、そういったことを結構取り上げてくれるとか、そういったものを一律にと言ったらおかしいかもしれないですけど、さっき言った500人呼んで講師を呼んで講演してもらおうというのではなくて、クラス単位で、小さいところで学校のクラス単位なりの中での取組み、それを行政がそういう雰囲気をつくればいいいと言われれば、そうかもしれないので何とか、そういった本当に下の方から、これはやっぱり上の事業者の方からということですけど、市町村とか下の方から何とか盛り上げていければなというふうには考えています。

事務局

町って、何さんでしたか。現に学校へ行ってやっている推進員さんがいらっしゃるじゃないですか。

県 民

ええ、3人ほどいらっやって。いろいろ話もしたりしているんですけど。

川妻委員

私は普段は有機栽培のお米や野菜をつかって、週1回上田にあります長野大学。でエコロジカルライフという科目ですね、それから地方自治という科目を前期後期に分けてやっているんですけど。地球環境問題の話を映像でしたり、講義ということで、ほとんどの学生は、薄々は感じているけど、これほどかというので、すごいショックを。彼らは我々よりもさらに何年間もずっと生きていくわけですね。その時のショックというのは相当、今までの。

だけれども特徴は、「じゃあ、私らはゴミをなるべく分別します」とか、それから「車を少し控えます」とか、そういう身近なところにきてしまいますよね。これは身近なところからやるというのは、誰でも考えるように非常に大事なことです。

ところが今の大学生の、大学生全般が悪いとか、これは社会一般の反映かもしれないけれども、今の日本の経済社会、産業、法律、政治のシステムを変えない限り、この温暖化問題は実現していかないんですね。対策は進まないんですよね。本当は、そっちのほうに片一方では関心を寄せて、普段の買い物行動から選挙にする時にも環境の一票をやるというぐらいのつもりで判断する住民、国民がたくさんないと、どうにもならないんですよね。

そういう方向でやる材料は、もう既に山ほどあって、この事実で、私たちの子どもの代、孫の代、21世紀のあと90年とか、時間の間に大きく変化するという兆候はもう今出てきているので、災害の激増とか、よくご存知のように。そのへんのことをもっとリアルにきちんと伝えていくと、単なる、これは政府の方で言っている、ちょっとまずい文言なんですね。経済と環境の両立なんていうふうに言っている状態ではなくて、地球全体の生存というか、生物や人類の生存に揺るがすというふうに片一方では言いながら、経済とのバランスで調整をうまくしましょうということではないんですよね。

地球全体をしっかりと守った上で、守らなければ産業も経済も営業もないわけなんですけどね。そここのところの考え方を、きちっと事実をみんなも肌で感じないと、ここは前進しないのではないかと思うのですね。そこをやはり小学校から大学まで、あるいは社会教育の場面でも、いろんな形でやるのがむしろ大事で、それはやはり今おっしゃったような、環境教育の問題では教科を越えて、どのような教科でも関連づけて理科や社会の一部というだけではなくて、いろんなところでそのことをお話ができるような人を、いろんな形で連れてくるというのは非常に大事なことなのではないかというふうに思います。

その上で、の方が言われたように、やはりそういうことに熱心な地域のリーダーというか、いろんな場面で直面している人を、さっき高木さんが言われたような方を現場の中からどんどん登用して、みんなとの交流の場面、教育の場面にやっていくというのは非常に大事で、やはり直に命と向き合っているような仕事というのはいろんなところにあるわけですね。その人たちの声をもっと広めていくのも非常に大事なことなのではないかなというふうに思います。

この環境教育のところでは、ここにさらっとしか骨子には書いていませんので、検討会の時間としては、かなりこの問題については白熱した議論をだいがやりまして、こういったいろんな可能性というのは、もっと秘めているし、重要なところだというふうに思うので、ぜひ 町の方も、そういう意味でいる

いろいろアイデアや、連携してこれからやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

岡本委員

では、一つ関連してお答えをさせていただいていいでしょうか。環境教育の方の話というのは、条例の中でどういうふうに書いていくかという問題もあるんですけど、実際には、やっぱり地域で自由に活動する人材という問題なのかなというふうに思っていますけど。後で、市さんも来ているので、お話ししていただくといいかなと思いますけれども。

そのことと別に、24時間に対して業者にいろいろな、この条例の中で書いてあるんですけど。先ほどのお話を伺っていて、条例のトップのところ、それぞれの責務という問題があるわけですね。事業者の責務ということの中に24時間のことが入っているわけですから、これは可能なかどうかを、また皆で議論してみたいと思いますけれども。県民の責務として、どなたかの表現を借りるならば、「深夜、ちよろちよろするな」というようなことを県民の責務として、あまり24時間型のライフスタイルに寄与するような行動は、どう書くのか、ちょっと分かりませけれども。ライフスタイルの変更に県民も協力するというふうなことをちょっと入れておくことが可能なのかなと、今話を聞いていて思いました。

そして、そういうことがもし、まったくないとすると、6ページのイの、地域の特性を生かした協定を締結しますというところで、例えば私たちの住んでいる小諸市は環境の問題ではほかの都市よりも進んでいるというふうに、あるいは進みつつあるというふうに自負をしていますけれども。こうした市町村でも、この地域指定に関して「さあ、やるんだ」というふうに手を挙げられる状況なのかどうかということも含めて、つまりは先ほど川妻委員のほうからお話があったように、地域であったり全体であったり、どちらでもありますけれども、県民あるいは生活クラブのようなことと言うならば消費者という言葉にも重なってくるかもしれません。

そうした人の日常行動ということが24時間営業に対して、どう評価するか、向かうのかというふうなことだと思うので、県民の責務という中で、あるいは市町村はいきなり地域指定ということではなくて、自分のところの市民のそうしたことに対する意向調査をするというふうな前段階のことが若干入れられれば、もう少し具体的に、「それは市民の意思なのだ」というふうな手続きを踏むことが、やりやすくなるのかなというふうに、ちょっとお話を伺っていて思いました。これは私の現在の思いつきの意見なので、また検討会の中でもお話しができればというふうに思います。

県 民

今のお話をいろいろ聞いていて、ちょっと骨子とははずれてしまうかもしれないのですが。環境教育のところ、確かに学校教育だけが教育の場ではないので、いろいろなところで動いているんですけども。

このごろ、環境省が何かでつくってくれたモーニング娘のDVDというのを見る機会がありまして、これをぜひ子どもたちと一緒にとか、人を集めて見たいというような気持ちになりましたら、そのDVDの後ろに、これの見られる範囲というか、「これをこれ以外の目的に使ってはいけません」みたいなものがあって、個人で見るとは構わないけれど、集合して見せてはいけないとか何か、そういったような文言が入っていて、どう使ったらいいんだろうというふうに思ったんですけども。

事務局 去年のフォーラムでもやっていたよね。人を大勢集めて、県民文化会館ではないけど、あそこでやっていたのだから、人を集めてはいけないということはない。多分、コピーではないですか。

県民 営業目的だけ。

事務局 そういうことだと思いますけどね。

県民 営利目的に使ってはいけない。

県民 大勢の人に見せてはいけないということでしょう。私どものバスの中でビデオは業務用以外は使ってはいけないということですから、著作権の問題で。

県民 何か著作権が、環境省になくて、どこかに製作会社があって、それで何か使い方が難しいという感じだと思うんですよ。

高木委員長 そうですか。現実にあちこちでやっていますよ。

センター では、私が説明しますと、製作会社の方へ長野県が買ったものですから、そのことについては、もう許可を取ってありますので。ですけど、今のお話のように不特定多数の方はちょっとつかみにくいので。例えば何かの会議で見せる。
そうなるともう当然クローズの形ですので、何にも問題ないんですけれども、通行人に見せるとか、そこまでは困りますので、その趣旨をお出しただければ製作会社が、こちらからお話ししますので、それはOKが取れます。
一般の中の販売というのと、いわゆる誰でもいいよという場合の販売は、価格はだいぶ違うものですから、指定業者もそのことを書いているだけで、センターの方へ話をいただければ。

高木委員長 温暖化防止センターの方に連絡をすれば、いけるそうです。

岡本委員 貸し出しも含めてということですね。

センター はい、貸し出しもありますので。ございます。

県民 では、自分たちが呼びかけて、そういうものを見る会を開きますというようなときは大丈夫ですか。

高木委員長 そこでお金を取らなければ、そのためにお金を取らなければ、何かの会でお金を資料代で取って行って、それは無料で見せる分には問題ないと思いますが。これをモーニング娘のそれを見せるためにお金を取ると、多分と引っ掛かると思います。

県民 また、具体的に、会場費がかかるようなところでやるとしたら、どうするかとか、聞いてみたいと思っていますけど。

岡本委員

やって、文句が来てから対応するという。世の中というのは、・・・

県 民

たまに、こういったことで、恐怖を煽ってはいけないというふうに思っているんですけども。先日、全国PTA連合会の集会在長野市で行われまして、その時に基調講演で遠藤先生が仙台から見えてくださって、ナノテクノロジーの話とか、それから社会貢献とかという話のほかに、地球温暖化についても話してくださって、大変よく分かりましたし感動しましたし、「ああ、これは待ったなしなんだなあ」と思いました。

学校のPTA会へ行ってその話をしたんですけども、なかなか学校のPTA、先生方も含めて、その担当の先生は一生懸命なんですけど、ほかの先生は、それぞれの担当がやっていることなのでというふうで、あまり関心を示していただけない方も多くて、やっぱりこれは先ほど川妻委員がおっしゃったように、「もう、待ったなしなんだよ」というところが、もう少し伝わる方法はないかなと、最近思っているんですけども。何か、ないでしょうかね。

川妻委員

「待ったなし」ではないと思うので、地道にというか、一生懸命。ちょっと、それとは直接関係ないんですけど、せっかくの方がおいでになっていらっしゃるの。現場でいろいろご苦労されていると思うんですけど。条例の骨子(案)だけではなくて、普段からいろいろ取り組まれている過程の中で、いろいろぶつかっていることとか、考えていることや、いろんなことをぜひ、お話いただきたいのですが。

県 民

市ですけど。具体的に地球温暖化防止の対策ということで、遅ればせながら地球温暖化防止の、県の方からつくれと言われていた実行計画がやっとできまして、本当に遅れてはいたのですが。

岡本委員

アジェンダではなくて、役所の中の計画書ですね。

川妻委員

市役所の率先実行計画。

県 民

県下18市あって、最後の17市目ぐらいなんですけれども。それで作っていて、今、取り組みを始めている最中なんですけど、やってみて感じているのは、市役所は率先して実行するけれども、では市民に対してはどういうふうにアピールして、市民の方に何をやっていただくのかということが手落ちになっているのかなと。

今回の会議の中でも出ましたけれども、では県民の方に、具体的に何をやっていただくのかというのがちょっと迫力がないかなと、説得力がないかなという感じで、私が仕事をやっていて、市民に対して実際に何をやってもらうのか、具体的に何をやってもらうのかということの説明がうまくできないで困っているところなんです。

広報等で、「市役所では率先実行計画を策定したので、市民の方もご協力ください」ぐらいの言い方はできるかと思うんですけども、もっと、待ったなしの状況を説明をしながら、「こういうことをやっていただきたい」というような説得力のあるものにしていきたいと現実問題考えています。

そんなところですよ。

事務局

実行計画が14市で、今できています。18分の14、合わせてことしが市さんと、市さんで取り組むということになっています。全部で今のところ、市町村数でいくと19市町村ができて、ことし9市町村取り組むということになっています。

「温対法」、「温暖化対策推進に関する法律」の中で、策定義務が発生することになって、内容についても公表する義務がでます。18年の4月1日の改正法の施行から出てきます。実行計画についてはできていないところがあるので、今月、来月と県の率先実行計画、実行計画と率先実行計画を合わせて作ったので、「市町村にも参考になるように、県の機関に説明するのと合わせて市町村にも参考になるので作っていないところは来てくださいね」という通知を申し上げてあります。だから法令策定義務と公表義務があるので、間違いなく食い付いてきて、作ってくれるだろうなという期待の下に仕事をしております。

木曾課長

市民へのいろいろな働き掛けという中で、長野県の県民計画もそういう意味で作った部分ですけども、飯田市。

事務局

そうです。

木曾課長

飯田市さんは、飯田市としての飯田市、要するに飯田市が事業所ということになって、行政機関として市民の皆さん方に、どういう行動をとってもらおうかという意味での地域計画は、飯田市さんが持っています。その中で一定の県民計画みたいなものをしっかり決めてやってもらっています。

事務局

実行計画というのは、自分が、市が事業者としての事務事業の計画なんです。地域推進計画と俗に言われているものは、この県の場合の県民計画がそれにあたります、「県民の方にはこういうことをしてもらいます」「事業者の方にはこういうことをしていただきます」という、いわゆる地域推進計画ということで、県内の市町村では今、課長が言われたように、飯田市さんだけが地域推進計画を持っています。これは策定の義務はありません。ないけど、お願いしていくときには何かあった方がいいだろうなというのが、この計画になります。参考までに。

川妻委員

そういう感じで検討会の中で、一応提案をして話はしたんですけども、三重県の場合はエコポイント事業を全県的にやり始めたところなんです。エネルギーや環境に対策をとったものを数値化して、前年よりも、ダウンさせたらポイントを与えてそのファミリー、家庭にポイントを、交付金をグループ、団体に与えるんですよ。そういうエコポイント事業をやっているんですけども、そうするとどんどん毎年減らさないといけないけど、限度がありますよね。

私は、ちょっとそれだけでは難しいんじゃないかなと思って、長野県なら長野県の気候状況が、南北だいぶ広いですから同じようにいかないかもしれませんけれど。地域によっては4人なら4人の標準家庭で、エネルギー消費などが格段に少ないところ、「エコポイント家庭」というふうに設定して、そういう努力をずっと続けているところには、交付金を出す。交付金の中から7割ぐらいを森林整備に当ててもらおうというふうに、寄付してもらおうとかですね。

そうやって家庭の努力が実ると、そこには一定の懸賞だけではなくて、財政を動かしていると、その財政のうちから森林整備に寄付してもらおうとか、例えばの話ですけれども。こういうシステムを住民の合意の下につくっていけば、やはりやった人も報われる、報われるのも自分が金をもうただけではなくて、そのお金を森林整備なり、環境対策に使うというふうな形で循環させるといっても、ひとつのアイデアなんじゃないかなと。やはりそういう材料をどんどん出して、市民の中からそういう議論をどんどんわき起していくというのが大事なことなんじゃないかなと思うんですよね。行政の方からアイデアを出すのも大事だけれども。

飯田市が環境と文化の都市にするということについての取り組みを聞いたことがあるんですが、飯田市の場合には、そういう町づくりの中で、皆さんのアイデアを集約して、環境と文化の都市にしようということを今、打ち出しているんですよね。それでかなり進んだ取り組みをやるというので、市さんでもいろいろとよくされていると思うんですけれども。材料を提供して市民の中からそういう議論を呼び起こすというか、優先させるという、その中から集約して具体的な事業に展開するという、そのフィールドバックがないと進まないんじゃないかなという気がします。まあ余計ですど。

県 民

はい。

これもそうですけれども、例えば市のほうから一生懸命考えたものを全戸配布しますけれども、面白くないものは誰も見ないですから、どうしたらそれを見てもらって、回収するなら回収する率を上げるかってことがありますよね。

そしたら、これができるお宅はここに赤いマークをどうか、何か子どもと親とで話し合いながら、自分の絵で送ることができてるわねとか、ここはできてなかったわねとか、家庭で再認識できるような、一目でわかるような、何か楽しげなものを、どうせなら各戸配布してもらいたいということを思います。

待機電力みたいなことは別としてでも、歯磨きの水道は止めていますかとか、そういうことであれば小学校の低学年でも親子の会話はできると思います。それから先ほど岡本さんが、夜ふらふら出歩いて企業に寄与することを止めるというのは非常に大賛成なんですけれども、もう私は終わりましたけれども、子育てしてくる過程で非常に悩ましかったのは、甘いみつが、誘惑がばらばら華やかなんですよね。先ほど私が言いましたけれども、皆さま経験があるでしょう、親の目を盗んで行ってしまうわけですよ。

甘いみつをまいておいて、自転車で行ける範囲どっさりおいしいものを与えて、うちに閉じこもっていなさいと言われても非常に難しいですね。お互いが何かできることを、お互いにどうしたらいいだろう。あるべき家庭ではなく、こうあったらいいなという家庭を築くために、社会全体が何かできるかっていうふうにしていかないと親は非常につらいですね、今ね。

今、早い子は小学校高学年で携帯を持っています。そうしたときに、親の全く見えないところの情報のやりとりで、親には「何々ちゃんのうちに行ってくるよ」と言って、行き先は違う、非常に甘やかで、華やかなところなので、ここで何も親が喜んでふらふらしろと言っているわけではないけれども、行ってしまふこの社会全体の在り方も、この中にも全部含まれると思うんですよね。

そういう中で迷って弱っている親を励ましながら、せっかく配布されるものには、市民の目や町民の目が行き届くものを配布するという努力も、とにかく一緒に、待ったなしだといわれるのだから、とにかく一緒にできることをお互

いに提案したり行動していければいいかなと思いました。

県 民

今、ポイント制の話と、それからこういう配布物をもっと興味あるものにと
いうので、今ふと思いついたんですけれども、よくいろんな民間の新聞みたい
なものでは、市町村の配布物もそうですが、連絡先はもちろん載っているんで
すけれども、ご意見、ご要望があったらという感じなんですけれど。このど
こかに、それこそ今のチェック表みたいなのをつくって、ここにチェックした
だけで切り取って送ればというような、そういったものがあれば、もっと楽し
い配布物ができるのかなと、すいません思いつきで言ってみました。

高木委員長

クロスワードパズルに応募する人がいる、その心理を生かしてエコチェック
パズルを作って、それを切り取ると市役所にぼんとはがきが届くようになって、
市役所でそれをチェックして、次の集落にフィードバックできるようなもの
はいかがというご提案ですよ、多分。面白いですね。

県 民

面白いですよ、面白い。面白い。それで昨日のニュースのように何人目
です。おめでとうとか。

高木委員長

1万人目だと。

県 民

そいで999番目もおめでとうだと。楽しいことはやはり人が集まると言う
んですけどね。

高木委員長

市民の方のご意見をうまく取り入れていく。

宮本委員

一市民としてですが、市町村でこんなことがあったら楽しいだろうな
という事で、千曲市では努力をしているんですが、出前講座。それも小規模の年
代とか、地域にあった出前講座を頻繁に開いていただいたり、あとは環境家計
簿のようなものなんですけれども、もっと簡単な、例えば 市版の、幼稚園版 I
S Oとか学校 I S Oとかそういうものをできないかと。

今、千曲市の環境基本計画でも使えないかと、環境基本計画を策定している
最中で考えているんですが、そういうものがあると何か表彰されたような気分
になって励みになると思うんですよ。それを取得するというか、それにそう
いうのが、あればいいなと思います。

岡本委員

今のようなアイデアみたいなことというのは、その辺で話しているととても
楽しいし、何か先が見えてくるんですが、実際に今度条例ということになると、
私自身もそういう経験をしてきて、逆に条例で何ができるんだろうという部
分。

ただ、この条例の骨子案の3ページ一番下のところに、県が総合的な計画
を進めるんだということが書いてあって、当面は、2003年4月に策定された長
野県地球温暖化防止県民計画を、それとみなして進めていくというふうなこと
が書いてありますので、今、概要版ということなんですけれども、県民計画もでき
てから少し時間もたっていますし、これを基礎として進めていくということ
ですから、ここの中にこまごま、あるいは大々的なものとかというものを、さら
に充実させていくというふうな二本立てで考えていければ、そして、この県

民計画を推進するために、条例の中で必要なことを考えると、お金についても、なるべくそれを動かすためのお金を用意しますよというふうなことを現在の段階では書いてあるということです。

ですから読んで楽しい条例というのは、なかなかないような感じがしていますが、そういうふうな二本立てということで。はい。

高木委員長

県民計画の方には、具体的に例えばこの概要版ですと5ページのところに、「こういうようなことをします」「ああいうことをします」と、ずらずら書いてありますが、実際に「これをするとこれぐらいのCO₂の削減ができますよ」という概略の数値も入っていて、厚いので大変なんですけど、きちんと読んでいただくと、「こういうことが非常に効果があるのね」とか、例えばこう言ったら何ですが、24時間営業をやることによってどのぐらいCO₂が減るのといえ、数値は大したことないです、はっきり言って。

だけど、もっと大きいものもあるし、もっと小さいものもある。どれが大事で、どれが大事じゃない。どれがやりやすい、やりやしくないということも、見えてくるので、ぜひ県民計画の方もご参考にしていただけると、私ども作成に関わった者としては大変うれしいです。

県 民

ネーミングはすごくいいですね。「減CO₂(げんこつ)プラン」って。

高木委員長

これは、我々が作ったのではなくて。

県 民

ああ、そうですか とてもいいと思います。

県 民

県民計画を見せていただいたときには、とても思いが伝わるというか、こんな思いが入っているんだというものがたくさんあったと思うんですけども。今、こちらの骨子になると、とてもスマートになっているというか、むらも無理もないというような印象で、今、岡本さんが説明してくださったように、こういうことなんだなと思いつつ、またこれを基にいろんな肉付けとか、県民が想像力に発展させていくものが出てくるんだろうなと思ったので、今日、説明していただいてとてもよかったですと思います。

分からないことはまだありますし、事業者というところに、例えば先ほど言った生活協同組合とかというところがどういうふうな関わりになっていくんだろうとか、県民の中に第1次産業に携わる農家の方も入るのか、それとも農家の方は別の事業者的な部分に関わることがあるのかなと、よく分からないところはありますが、でもこれだけスマートにできたということは、逆にそれだけ委員の皆さんが苦勞してくださったんだなという気持ちもあります。

私たちから見れば、県民計画よりもっともっと思いがいっぱい入ったというか、条例の骨子としてはむらっ気のあるようなものがあつたら面白かったのかなと思いますけれども、とてもうまく伝わる、よかったですというふうには思っています。すいません、まとまらなくて。

岡本委員

はい、ありがとうございます。

最後仕上げの段階で、県民計画あるいはその以前のときに、とても意識してきた「長野県らしさ」ということを、この条例の中でどれだけ表現できるのかなということが、ある意味大切な部分だろうなと自分では思っています。

つまり長野県は寒いところで、だけどこの佐久地方は日照時間が長くてみたいな、その土地に沿った生き方を、もちろん食べ物はその土地になるべく近いところのものを食べる。それから生活全般を、そういうふうにしていく。簡単に言うと、昔あったような暮らしに学ぶことが結果的に多いとは思っています。

地域らしく生きていく、コンパクトに生きていくということは、結果的には脱温暖化型社会というのはそういうことなかなと思っていますので、これは県の計画なので長野県らしさ、信州らしさというふうになってくると、また南と北と、この佐久地域との違いがあるわけですから、そのへんはまた逆に市町村単位で細かく対応してするような場面も出てくると思いますけれども、取りあえず東京や京都と違う長野県の条例というのを目指して、これからまとめに入っていくのかなと思っています。

事務局

時間もちょうどいい時間になりました。大変貴重なご意見ありがとうございました。それでですね、一点だけ皆様にお願ひがあるんですが、今日はいろんなご意見いただきました。冒頭、課長の方からも申しましたように、この場で意見が言い足りない、後でもっと意見が出てきた、といった場合にですねパブリックコメントというのを、実施を今、受け付けておりますが、21日までということでパブリックコメントを受け付けております。ただ、21日を過ぎればまったく意見を受け付けないのかということ、そういうことではございません。パブリックコメントという形では21日で切らせていただきますが、その後もご意見等はどんどんお寄せいただきたいと思います。

ただ、次回の検討会が10月の28日に予定されております。その検討会に、そういったいただいた意見を反映させるには、時間的には26日までにそういった意見をお寄せいただければ有り難いなど。それ以降も要綱だとか条例(案)を作っていく段階に進化していきますが、意見は随時受け付けるという形でやっていきたいと思っておりますので、どんどんと意見をお寄せいただきたいと思います。

意見の方は、こちらの「減CO₂プラン」のパンフレットの一番後ろの一番下にですね、地球環境課のEメールそれからFAX番号がございますので、こちらの方にどんどんお寄せいただきたいと思います、ということと、今までの検討会の経過というのは県のホームページの方に全て、資料から会議録から載せてございます。それらを読んでいただければ、どういう議論がされたということがわかりますので、県のホームページの方へアクセスしていただきたいと思います。

トップページの方に骨子(案)の意見募集というのが載っておりますので、そこをクリックしていただければアクセスできますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日は大変貴重なご意見ありがとうございました。

これをもちまして、骨子(案)の説明会を終了させていただきます。

(議事録中の 〃 の部分は確認できなかった部分です。)